

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学部教育)

教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

学生が身に付けた知識・技能を有機的に統合し、教科指導や生徒指導等を実践できる資質能力の形成に関して、指導・助言・援助する取組を一層充実する。

情報リテラシーを重視した情報教育を実施する。

健康、スポーツ等に関する体験的・実践的な授業科目並びに自然・環境等に関わる多様な問題を扱う学際的・体験的な授業科目の内容を充実する。

卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

教員採用試験受験者比率の向上に努める。

中期計画期間中に教員就職率を65%に高めることを目指し、ベスト10以内の維持に努める。

教員採用正規合格者中の本学卒業生の割合を0.2%以上とすべく、その達成に努める。

教員就職率向上のための総合的戦略を実施する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育実習先の指導教諭（卒業生、同窓生を含む）及び教育実習生を対象に調査及び意見交換会を実施し、教育現場の意見をカリキュラム改善に活かす。

(大学院修士課程)

教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

高度な実践的指導力を育成するためにカリキュラムを改善する。

「特定の課題に係る研究成果の審査」をもって「修士論文の審査」に代える方式の導入について検討する。

修了後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」に基づき、教員就職率向上のための総合的戦略を実施する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

現行カリキュラムによる教育成果・効果を検証するための方途として教育現場関係者との意見交換などを行い、カリキュラム改善に活かす。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策として、次のことを行う。

学部、大学院とも、入学志願者のニーズを捉え、説明会の継続・充実を図る。

学部について、教職に対する意欲・適性と可能性を持つ学生を受け入れるために望ましい入学者選抜方法を開発する。

学部について、積極的に近隣高校等への訪問・進学相談を実施する。

大学院について、本学との協定校の留学生受入れの方策を含め、多様な選抜方法を開発する。

公式ホームページで公開されている「教員スタッフプロフィール」をさらに充実する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策として、次のことを行う。

臨床に関わる科目の必修化を柱とするカリキュラムの見直しを行う。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策として、次のことを行う。

講義支援システムの定着を図る。

マルチメディアを活用した教材作成の定着を図る。

学生による評価を含む授業評価システムを実施しつつ検証し、改善・充実に努める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応できる柔軟な教育研究組織を基本に、従来の組織にとらわれない弾力的な教員組織の編成に努める。

大学全体で教員人事を行うために、これまで実施した具体的方策について検証し、改善・充実に努める。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策として、次のことを行う。

授業内容と関連した学習用図書、人間形成に資する教養図書を学生1人当たり1冊以上収集するとともに、シラバス掲載図書を収集する。

マルチメディア・コーナーの情報端末を更新し、電子的学術情報へのアクセスの高機能化を図る。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策（ファカルティ・ディベロップメント等）として、次のことを行う。

学生による評価を含む授業評価システムを実施しつつ検証し、改善・充実に努める。

授業並びに学生・院生に対する教育・研究指導に係る責任体制の在り方を検討し、教育・研究指導の質の改善を図る。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。

講座・分野を越えての教育研究指導体制の構築が可能なところから実現を図る。

1年制、その他多様な履修形態の導入について検討する。

交流事業及びアクションリサーチの充実に努めるとともに、附属学校を中心に学校現場との研究交流を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策として、次のことを行う。

定期的なキャリアカウンセリングを実施する。

生活相談・就職支援等に関する具体的方策として、次のことを行う。

生活相談、就職支援を含む総合的な学生支援に係る業務・機能を検証し、改善・充実に努める。

卒業生・修了生に関する名簿について、新規卒業・修了者調査及び無返信者の確認調査を併せて行うことにより整備を進め、大学情報の提供等に活用する。

卒業生を対象としてインターネットによる遠隔指導・相談等の支援を行う。

経済的支援に関する具体的方策として、次のことを行う。

授業料減免措置の確保に努める。

各種奨学金及びアルバイト等経済的支援に係る情報の収集・提供に努め、奨学金の受給やアルバイトに係る機会の確保・充実に資する。

学生の居住環境並びにキャンパスライフの利便性を向上させる福利厚生事業について検証し、整備・充実に努める。

社会人・留学生等に対する配慮として、次のことを行う。

教育委員会派遣教員をはじめとする社会人及び世帯向け宿舍の生活環境を検証し、整備・充実に努める。

留学生の学習、生活支援に関する機能・事業について検証し、国際交流推進後援会と連携して、改善・充実に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

大学として重点的に取り組む領域に関し、次のことを行う。

開発研究プロジェクトを主として上越地域の小・中学校と協力して実施する。

成果の社会への還元に関する具体的方策として、次のことを行う。

附属学校、公立学校等との共同研究テーマ策定理念及び意向調査の結果を踏まえ、共同研究を実施する。

各センター及び関係講座・分野が連動し、現職教員のための「教育実践セミナー」を実施する。

現職教員の教育活動に資するため、研究成果を還元する出版事業及び本学からの指導助言者に対する援助や協力の在り方について検討し、可能なものから実施する。

教員養成 G P 等の研究成果を教職大学院カリキュラムに反映させる。

学校現場の教育課題に対応した学校教育プログラムと大学の教師教育プログラムの開発を通して、他の教員養成大学・学部等における活用並びに現職教員に対する研修を融合した新たな教員養成カリキュラムを開発する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育委員会や学校教育現場関係者との意見交換会を実施する。

教育委員会をはじめとする教育機関、学校教育関係者、他の教員養成大学教員等を対象に、教員養成 G P の研究成果を発表するためのシンポジウム等を開催する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応できる柔軟な教育研究組織を基本に、従来の組織にとらわれない弾力的な教員組織の編成に努める。

大学全体で教員人事を行うために、これまで実施した具体的方策について検証し、改善・充実に努める。

研究資金の配分システムに関する具体的方策として、次のことを行う。

研究資金の配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策として、次のことを行う。

教育委員会や学校教育現場関係者との意見交換会を実施する。

教育委員会をはじめとする教育機関、学校教育関係者、他の教員養成大学教員等を対象に、教員養成 G P の研究成果を発表するためのシンポジウム等を開催する。

研究資金の配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。

学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。

教育実践に関する共同研究に助成し、その成果を大学院の教育プログラムとして活用するプロジェクト研究の事業効果を高める方向で一層充実させる。

小・中学校等と連携・協力を積極的に推進していく。

学術情報の収集・保存、提供機能を強化し、電子図書館機能の向上に努める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策として、次のことを行う。

教育委員会及び学校に対する調査の分析結果により、より組織的かつ積極的に学校コンサルテーション事業を推進する。

新潟県立看護大学と連携し、教育プログラムの相互支援を実施する。

大学施設の地域開放を積極的に推進するため、可能なものから整備に努める。

公開講座、講演会、シンポジウム等で施設開放を積極的に行う。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策として、次のことを行う。

新潟県立看護大学と連携し、教育プログラムの相互支援を実施する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策として、次のことを行う。

協定校との留学生交流等の国際交流推進に関する基本方針に沿って、国際交流を推進する。留学生の学習、生活支援に関する機能・事業について検証し、国際交流推進後援会と連携して、その改善・充実を図る。

留学生の適切な受入れに留意し、協定校からの短期留学生などの多様な留学生の受入れを推進する。

協定校との学生交流や短期留学など、海外における研修機会の充実を図るとともに、学内外における留学生等との交流を推進する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育・人づくり領域における国際貢献について、他機関との連携を考慮の上、検討及び推進する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策として、次のことを行う。

交流事業や研究プロジェクト等の中からアクションリサーチを附属学校の教育課程に位置づけて実施する。

「実践セミナー」・「実践場面分析演習」等、教育現場と密接な関係をもつ授業科目について、附属学校と連携して授業運営を行う。

学校運営の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

附属学校の教育研究やプロジェクト研究の成果を、HP等で公表するとともに教育図書として刊行する。

附属学校の開催する教育研究発表会やプロジェクト研究において、大学教員、大学院生等との共同研究の場を設け、研究成果の公開を行う。

附属学校と大学教員の連携を強化し、各附属学校研究協議会を開催し、広く公立学校との意見交流を図る。

学校運営のグランドデザインとその結果について、自己点検・評価と保護者や学校評議員等からの評価（外部評価）を併せて活用し、学校運営の継続的・発展的な改善を目指す。

年2回の学校評議員会を開催し、学校運営のグランドデザインとその結果について意見を聞き、各校長、副校長、研究主任で構成する協議会で検討し、学校運営に資する。

子どもの安全を確保する各種の訓練や定期点検を実施しつつ、マニュアルの見直しなどの改善を行う。

附属学校の教育実践等に関する具体的方策として、次のことを行う。

附属学校間の連携を図るため、校長・副校長で構成する業務連絡会や連絡入学に係る担当教員連絡会を開催し、子どもの学習と生活に係る連絡を密にする。

各附属学校の設置目的を踏まえ、教育実践の成果を検証し、改善を図ることで、教育目標の実現に取り組む。

附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

入学者についての多角的な調査結果を踏まえ、応募者増や入学者選抜方法の改善に取り組む。公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策として、次のことを行う。

附属学校教員が教育活動を通して、教育研究法及び指導法を習得し、研究発表能力の向上等が図られるよう、体系的な研修の構築に取り組み、可能なものから実施する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

運営組織の効果的・機動的な運営に関する学部等運営に関する具体的方策として、次のことを行う。

各種委員会の審議事項や構成員の見直しを図る。

全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応できる柔軟な教育研究組織を基本に、従来の組織にとらわれない弾力的な教員組織の編成に努める。

大学全体で教員人事を行うために、これまで実施した具体的方策について検証し、改善・充実に努める。

昨年度策定した新しい評価基準に基づき研究資金配分を実施すると共に、配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。

学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策として、次のことを行う。

民間経験や高い専門性を有する職員を採用（任用期限付き採用を含む）した成果について検証し、次年度以降の人材登用に反映させる。

国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的措置として、次のことを行う。

近隣の教員養成大学・学部との連携による連携協力事業を逐次実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策として、次のことを行う。

教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応できる柔軟な教育研究組織を基本に、従来の組織にとらわれない弾力的な教員組織の編成に努める。

教育研究組織の見直しの方向性に関し、次のことを行う。

専攻・コース・分野等について、必要に応じて内容・名称の変更等を実施する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策として、次のことを行う。

人事評価制度を構築し、可能なものから実施する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策として、次のことを行う。

任期を付して採用された教員を臨床教育研究のプロジェクトチームの一員とし、共同研究を実施する。

事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策として、次のことを行う。

大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内での研修を企画・実施し、併せて、民間で実施している研修にも積極的に参加させる。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策として、次のことを行う。

人事評価制度を構築し、可能なものから実施する。

総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね7%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策として、次のことを行う。

学務情報システムの運用を開始し、学務部事務の効率化・合理化を図る。

事務組織・職員配置の再編、合理化を図り、学生支援部門の充実に努める。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。

心理教育相談室における相談の有料化に向けた体制の整備を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策として、次のことを行う。

情報基盤センター及び事務用電子計算機のシステム契約を一本化し、スケールメリットを生かした統合システムに更新する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策として、次のことを行う。

大学施設の地域開放を積極的に推進するため、可能なものから施設整備に努める。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

在学生、卒業生、教育委員会、地域住民等からの意見・要望等を聴取した結果を業務の改善等に反映させているかを検証する。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策として、次のことを行う。

点検・評価結果を大学運営に反映するシステムを運用するとともに、同システムの充実を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策として、次のことを行う。

大学情報の積極的な公開・提供のために、各委員会等における検討内容との調整を図り、データベース化を進め、公開可能となったものから逐次公開する。

既存の情報発信媒体が国民への説明責任を果たしているか随時見直しを図り、不断に情報提供の改善を図る。

各種広報媒体の効果等を検討し、コンテンツ及び提供方法の改善を図る。

教員のニーズに基づく出版及び講演・学会誘致等に対する援助の在り方を検討する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的方策として、次のことを行う。

既存施設の改善整備の推進に努める。

学生ニーズや教育・研究動向を踏まえた施設マネジメントの基本方針を平成19年度までに策定する。

学生支援系施設の整備の推進に努める。

学生宿舎、大学会館については、必要に応じて管理形態の見直しに努める。

基幹・環境については、防災・防犯対策、バリアフリー対策に配慮した整備・維持に努める。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策として、次のことを行う。

既存施設の効率的・効果的な利用のため、共用化の推進を図る。

中期計画の進展、教員の異動等に伴う施設ニーズの変化に対応すべく、各室の効果的な再配置を検討し、実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策として、次のことを行う。

精神衛生相談及び健康診断の充実を図る。

実験研究環境等を一元管理する体制づくりを進めるとともに、安全管理を徹底する。

学生等の安全確保等に関する具体的方策として、次のことを行う。

防災に関するマニュアル及び防災に関する計画について、災害対策本部等で見直しを行い、充実を図る。

実験・実習時の心得、災害予防や防犯の心得等を学生に周知するため、「安全の手引き」を作成し、学生に配付する。また、新入生オリエンテーション等の機会を通じ、安全教育を徹底する。

警察等の外部講師による職員研修を実施するとともに、附属学校において、安全のための防犯避難訓練や交通安全指導等を実施する。

災害対策本部において、山屋敷地区（大学校舎、学生宿舎）、西城地区（学校教育総合研究センター、附属小学校）、本城地区（附属中学校）、赤倉地区（赤倉野外活動施設）ごとに地震を想定した防災訓練を行う。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

9 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画の予定なし。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額（百万円） | 財 源 |
|---------------------------------------|-----------|--|
| ・アスベスト対策工事 ・附属小学校屋内運動場改修 ・小規模改修 | 総額 239 | 施設整備費補助金（214） 国立大学財務・経営センター 施設費交付金（25） |

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応できる柔軟な教育研究組織を基本に、従来の組織にとらわれない弾力的な教員組織の編成に努める。

大学全体で教員人事を行うために、これまで実施した具体的方策について検証し、改善・充実に努める。

民間経験や高い専門性を有する職員を採用（任用期限付き採用を含む）した成果について検証し、次年度以降の人材登用に反映させる。

大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内での研修を企画・実施し、併せて、民間で実施している研修にも積極的に参加させる。

（参考1）平成18年度の常勤職員数 304人
また、任期付き職員数の見込みを5人とする。

（参考2）平成18年度の人件費総額見込み 2,919百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成18年度 予算

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|-------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 3,383 |
| 施設整備費補助金 | 214 |
| 船舶建造費補助金 | 0 |
| 施設整備資金貸付金償還時補助金 | 0 |
| 補助金等収入 | 30 |
| 国立大学財務・経営センター施設費交付金 | 25 |
| 自己収入 | 909 |
| 授業料、入学金及び検定料収入 | 825 |
| 附属病院収入 | 0 |
| 財産処分収入 | 0 |
| 雑収入 | 84 |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等 | 25 |
| 長期借入金収入 | 0 |
| 目的積立金取崩 | 27 |
| 計 | 4,613 |
| 支出 | |
| 業務費 | 3,528 |
| 教育研究経費 | 3,528 |
| 診療経費 | 0 |
| 一般管理費 | 791 |
| 施設整備費 | 239 |
| 船舶建造費 | 0 |
| 補助金等 | 30 |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 | 25 |
| 長期借入金償還金 | 0 |
| 計 | 4,613 |

[人件費の見積り]

期間中総額 2,919 百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 2,509 百万円)

注)「施設整備費補助金」の 214 百万円は、前年度よりの繰越額である。

注) 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業費は含まない。

2 . 収支計画

平成 1 8 年度 収支計画

(単位 : 百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|-----------|
| 費用の部 | 4 , 3 5 9 |
| 經常費用 | 4 , 3 5 9 |
| 業務費 | 4 , 0 3 7 |
| 教育研究経費 | 8 2 4 |
| 診療経費 | 0 |
| 受託研究費等 | 3 |
| 役員人件費 | 1 4 0 |
| 教員人件費 | 2 , 2 0 0 |
| 職員人件費 | 8 7 0 |
| 一般管理費 | 2 7 7 |
| 財務費用 | 0 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 4 5 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収益の部 | 4 , 3 4 4 |
| 經常収益 | 4 , 3 4 4 |
| 運営費交付金収益 | 3 , 2 1 6 |
| 授業料収益 | 6 6 2 |
| 入学金収益 | 1 3 6 |
| 検定料収益 | 2 7 |
| 附属病院収益 | 0 |
| 受託研究等収益 | 3 |
| 補助金等収益 | 3 0 |
| 寄附金収益 | 2 2 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 2 0 3 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 2 4 |
| 資産見返補助金等戻入 | 0 |
| 資産見返寄附金戻入 | 1 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 2 0 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | 1 5 |
| 目的積立金取崩益 | 1 5 |
| 総利益 | 0 |

3 . 資金計画

平成 1 8 年度 資金計画

(単位 : 百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-------------------|-----------|
| 資金支出 | 5 , 6 5 2 |
| 業務活動による支出 | 4 , 2 7 8 |
| 投資活動による支出 | 2 9 9 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 翌年度への繰越金 | 1 , 0 7 5 |
| 資金収入 | 5 , 6 5 2 |
| 業務活動による収入 | 4 , 3 1 1 |
| 運営費交付金による収入 | 3 , 3 8 3 |
| 授業料、入学金及び検定料による収入 | 7 8 9 |
| 附属病院収入 | 0 |
| 受託研究等収入 | 3 |
| 補助金等収入 | 3 0 |
| 寄附金収入 | 2 2 |
| その他の収入 | 8 4 |
| 投資活動による収入 | 2 3 9 |
| 施設費による収入 | 2 3 9 |
| その他の収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前年度よりの繰越金 | 1 , 1 0 2 |

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

| | |
|---------|--|
| 学校教育学部 | 初等教育教員養成課程 640人 (うち教員養成に係る分野 640人) |
| 学校教育研究科 | 学校教育専攻 240人 (うち修士課程 240人) 幼児教育専攻 20人 (うち修士課程 20人) 障害児教育専攻 60人 (うち修士課程 60人) 教科・領域教育専攻 280人 (うち修士課程 280人) |
| 附属小学校 | 480人 学級数 12クラス |
| 附属中学校 | 360人 学級数 9クラス |
| 附属幼稚園 | 90人 学級数 3クラス |